

# Urayasu

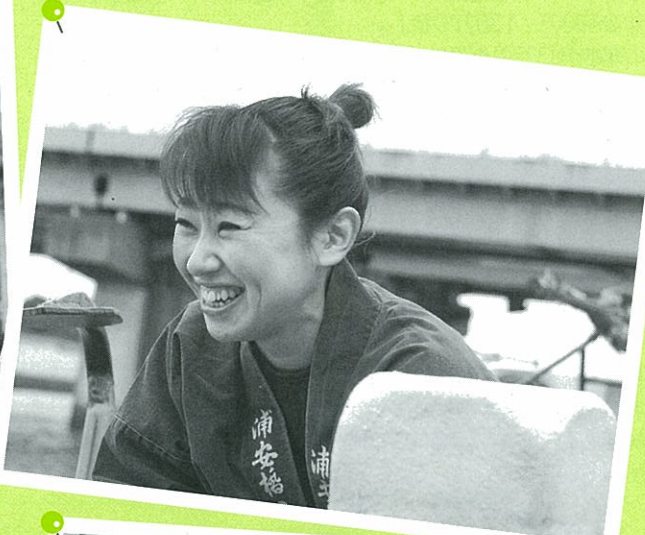
浦安市女性プラザニュース

# Women's Plaza News

## No.19 特集 ● 「女性の働き方」

平成20年3月 /  
浦安市女性プラザ

男女雇用機会均等法の施行から20余年を経過し、様々な場面で、性差を超えて能力を発揮し、活躍する女性の姿が多く見られるようになってきました。今回は女性の働く姿を通して、それぞれの働き方について考えてみました。



各写真の撮影については、実際に浦安で働いていらっしゃる方々、および関係者のご協力をいただいています。

今や労働力人口の41.4%の女性が仕事を持っており(総務省「労働力調査」平成18年)、働く女性の52.7%がパートや派遣など非正規雇用で働いています。正社員、パート、派遣、起業と働き方は異なっても、いきいきと働き続けるために、仕事と生活の調和を取り、自分のライフステージにあった働き方をすることが大切です。

## 働き方を選ぶ

以下、4つのケースを見てみましょう。(事例はあくまでフィクションです。様々なケースを想定して作成しています)



### ■Aさん：パート(勤務時間10時～16時、コールセンターのオペレーター)

子どもが小さいので、10時から4時までのパートの仕事をしている。今は就業調整をしながら103万円の範囲内で働いているが、子どもに手がかからなくなったらもっと労働時間を増やして働きたいと思っている。

### 「年収103万、130万の壁」

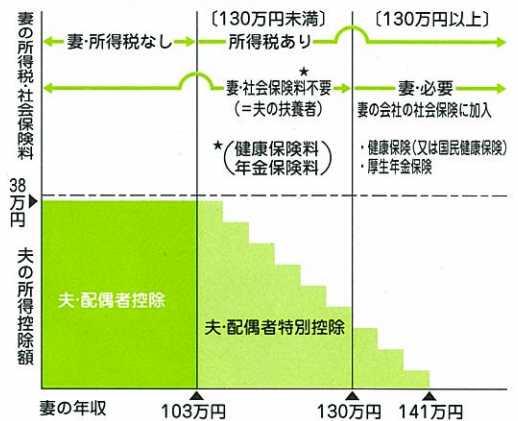
サラリーマンの妻がパートで働く場合によく耳にするのが「年収103万・130万の壁」。

妻の年収103万円までは、①本人に所得税がかからず、②夫は配偶者控除を受けられることから、103万円が「所得税の壁」と言われています。2004年から、配偶者特別控除が、年収103万円を超え141万円未満までは、所得に応じ段階的に適用されるので、家計全体としては103万円を超えても税負担に大きな差があるわけではありません。(但し、年収100万円を超える場合は、住民税が課税されます。)

「年収130万円」の場合はどうでしょう。年収が130万円以上になると、妻は夫の扶養から外れ、自分で社会保険(健康保険・年金)に加入しなければなりません。この結果、妻の手取り額が130万円未満の時より減ることになり、このことから「年収130万の壁」と言われています。とはいえ、これは一時的なものであり、年収150万～155万を超えると手取り額は増加していきます。

一時的な収入額にとらわれることなく積極的に働くことは、生涯収入を増やすだけでなく、家族全体の生活を夫とともに支えることにもなります。今後は、税金や社会保障の制度が個人を単位とする制度に変わっていくともいわれおり、年収の壁にとらわれることなく積極的に働くことのメリットは大きいといえるでしょう。

### サラリーマンの妻の場合



### ■Bさん：正規雇用(銀行勤務)

仕事一辺倒の生活。仕事にやりがいを感じてはいるものの、もう少し自分の生活も大事にしたい。退職後の生活を考えると、今から近所付き合いを含めた地域との交流を考えていきたいのだが、そのための時間がなかなか取れない。いずれは、地域での「助け合いネットワーク」に参加できたら、と思っている。

## <知りたい！男々共同参画>【浦子さんのつばやき…】『育児と仕事の両立』編

安夫(34才)会社員、浦子(34才)契約社員、長女(5才)保育園、長男(2才)保育園

長男太郎はこの2日間発熱し体調を崩していたのだが、昨夜から病状が急変。ぐったりした様子に。心配した浦子さんは、朝一番太郎を連れて病院へ。

浦子「もしもし、パパ？今病院なんだけど、太郎、肺炎で入院することになったの。どうしよう？」

安夫「大変なことになったな…。すぐにでも駆けつけたいけど、仕事は抜けられそうもないんだ、ごめん。でも心配しないで大丈夫だ、医者に診てもらっているんだから。あとはママがしっかりついてやってくれよ、頼んだぞ。仕事が済んだら、帰りがけに寄るから。」

浦子さん、携帯電話を握り締めながら—

(ママがついてやってくれて言われても…。もちろん、子どものことが第一。だけど…私、太郎の看病で、すでに2日休んでいるのよ。仕事、たまっているだろうな。契約社員の立場で会社に「子どもが入院したので、付き添いでしばらく休みます」って言うの、すごく気がひけるし、こんなに続けて休んだら、次回の更新にひびくかも。有給だって残りわずかだし。子どもが病気なのにこんなこと考える私って変?! パパ、お願いだから会社休んで!!)



### <看護休暇>

小学校就学前の子を養育する労働者は、事業主に申し出ることにより、1年に5日まで、病気・けがをした子の看護のために、休暇を取得することができます。パートタイム労働者についても期間の定めの有無に関わらず看護休暇の対象になります。

子育て中、子どもの病気や怪我は避けられませんが、看護休暇などを上手に利用し、夫婦が協力して大変な時期を乗り切っていきたいものです。



### ■Cさん：フルタイムパート

(非正規雇用、大型小売店販売職、勤務時間10時～18時 但し シフト制・遅番あり)

再就職にチャレンジし、フルタイムパートでの職を得た。正規雇用社員と同じ仕事をこなし経験も積んでおり、日々やり甲斐を感じている。トレーニングの機会があれば是非受けて、キャリアアップにつなげていきたい。最近パートから正社員への転換制度が設けられたので、いずれは応募しようと思っている。

#### 「改正男女雇用機会均等法」(2006年)

職場に働く人が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分発揮することができる雇用環境を整備するために改正・施行されたもの。性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠・出産を理由とする

不利益取り扱いの禁止、男性、女性に対するセクシャルハラスメント対策を講じる、などが定められています。

(詳しくは：千葉労働局ホームページ)

<http://www.chiba-roudoukyoku.go.jp/kintou/kintou2/index.html>

#### 「改正パートタイム労働法」(2007年)

近年パートタイムで働く人が増え、労働市場でパートタイム労働者の果たす役割が重要になってきているため、パート労働者がその能力をより一層有効に発揮することができる雇用環境を整備することを目的に改正されたもの。平成20年4月1日より施行。改正の主なポイントは、事業主は、①パートタイム労働者を雇う場合は労働条件を明示する ②雇い入れ

後待遇決定の際考慮した事項(労働条件、就業規則の作成手続き、賃金の決定方法など)を説明する ③パートタイム労働者の働きや貢献に応じて待遇を決定する ④通常の労働者への転換を推進するなど。

(詳しくは：厚生労働省ホームページ)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/06/tp06051.html>

#### パートタイム労働者にも労働法が適用されます！

パートタイムで働く場合でも、原則として正規雇用社員と同じように労働法が適用されます。例えば…

- ・ 年次有給休暇がとれる<労働基準法>
- ・ 産前産後休業がとれる<労働基準法>
- ・ 労災保険が適用される<労働者災害補償保険法>
- ・ 子の看護休暇がとれる<育児介護休業法>
- ・ 育児・介護休業の対象となる(ただし、一定の要件を満たす場合)  
<育児介護休業法>
- ・ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入対象になる(ただし、一定の要件を満たす場合)  
<雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法> …など

これからの  
キャリアプランを立てて、  
自分にあった働き方を  
見つけてみては？



### ■Dさん：起業(ケーキ屋さん)

ケーキ作りが好きで、家で教室を開き教えていた。添加物のない手作りのおいしいケーキやお菓子を多くの人に食べて欲しいと思い、起業した。5年経って、少しずつ利益が出るようになったが、年金・健康保険料の負担はきつい。休める日が少なく忙しいが、ずっとやりたいたいと思っていた仕事ができ、充実した毎日を送っている。

#### 【働き方に関する情報】

★女性と仕事の未来館 <http://www.miraikan.go.jp>

★財団法人21世紀職業財団 <http://www.jiwe.or.jp>

★内閣府「チャレンジサイト」 <http://www.gender.go.jp/e-challenge/>

★内閣府「女性いきいき応援ナビ」 <http://www.gender.go.jp/re-challenge/index.html>

★厚生労働省委託 女性の起業支援専用サイト

「私と起業.com」 <http://www.watashi-kigyuu.com/first.html>

★厚生労働省委託 母性健康管理サイト

妊娠・出産をサポートする「女性にやさしい職場づくりナビ」 <http://www.bosei-navi.go.jp/>

【 新着図書紹介 】

- ★「私たちのワークスタイル」  
崎山みゆき ゆいぼうと
- ★「少子社会日本—もうひとつの格差のゆくえ」  
山田昌弘 岩波書店
- ★「男と女の離婚格差」  
石坂晴海 小学館
- ★「生きがいの女性論」  
飯田史彦・三砂ちづる PHP研究所
- ★「男はつらいらしい」  
奥田祥子 新潮社
- ★「怖くないシングルの老後」  
吉廣紀代子 朝日新聞社
- ★「老後が怖い」  
香山リカ 講談社
- ★「おひとりさまの老後」  
上野千鶴子 法研
- ★「経産省の山田課長補佐、ただいま育休中」  
山田正人 日本経済新聞社
- ★「『性愛』格差論」  
斉藤環・酒井順子 中公新書クラレ
- ★「私は私をあきらめない」  
外山智子・船田真帆 メディアアート出版
- ★「ナイトメア 心の迷路の物語」  
小倉千賀子 岩波新書
- ★「祖母力」  
樋口恵子 薪水社
- ★「フランス父親事情」  
浅野素女 築地書館

女性プラザでは、生き方や健康、働き方、子育てなど、女性に関心の高いテーマを取り上げた本を揃えています。貸出もしていますので、是非ご利用ください。(1人1回3冊まで、2週間)なお、女性プラザの新着図書、蔵書は、ホームページ「女性プラザ・蔵書案内」でご覧になれます。

★図書コーナー

女性プラザでは、全国各地の女性センターや男女共同参画センターなどから送られてくる様々な情報誌が閲覧できます。男女共同参画に関する月刊誌や雑誌も揃えています。あなたの目的に合った情報を、女性プラザで見つけてみませんか。是非お気軽にお立ち寄り下さい。

★ミーティングスペース

交流やネットワークづくりのために利用できます。(要予約)

★相談室

専任のカウンセラーや弁護士がお話を伺い、女性が抱える様々な問題を自ら解決するためのお手伝いをします。詳細は女性プラザ(内1050)までお問い合わせ下さい。

「女性のための相談」(予約制)月・火・木曜日  
「女性のための法律相談」(予約制)月2回



\*\*\*\*\* 浦安市女性プラザ \*\*\*\*\*

- 困っていること、悩みごとがあったら・・・  
「女性のための相談」(予約制)  
第1～4月・火・木曜日(10:00～16:00)  
(但し、うち3回は14:30～20:00)  
「女性のための法律相談」(予約制)月2回  
\* 詳細・予約は女性プラザまでお問い合わせ下さい。
- 図書の貸出をしています。  
\* 1人1回3冊まで、2週間貸出しています。

- ★ホームページを開設しています。  
浦安市のホームページ(<http://www.city.urayasu.chiba.jp>)  
「市政情報 男女共同参画」でご覧下さい。
- 開館：月～金 8:30～17:00(土日祝休み)  
住所：浦安市猫実1-1-2 浦安市文化会館2F  
電話：047-351-1111(内線1050)  
FAX：047-353-1145  
Mail：urayasu-womensp@jcom.home.ne.jp  
編集・発行：浦安市女性プラザ